短時間訓練コースについて

　標記については、下記によるものとする。

記

１　目的

勤務時間が短時間の労働者や不安定な就労状態にある者等の在職中の求職者について、職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるようにするため、仕事と訓練受講を両立し易くなるように、１月当たりの訓練設定時間を通常よりも短くした訓練コースの設定を可能とし、職業訓練の受講機会を拡大することを目的とする。

２　訓練対象者

　　当該訓練コースの対象者は、仕様書の３（訓練対象者）に加え、次のいずれかに該当する者とする。なお、該当しているかどうかの確認は、口頭による聴取で差し支えない。

1. 勤務時間が短時間の者や不安定な就労状態にある者等の在職中の求職者
2. その他訓練時間に配慮を必要とする者

３　訓練設定時間及び訓練期間

１月当たりの訓練設定時間は８０時間を標準とする。訓練期間は６ヶ月以内とする。

４　訓練の設定における留意事項

　　当該訓練コースにおけるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングについては、訓練期間中に必ず１月当たり１回以上行うこと。

　　また、１月当たりの訓練設定時間を１００時間を標準としているコースに比べて単に訓練設定時間を短くするのみでなく訓練期間も調整することにより、安易に仕上がり像の低いコース設定とならないよう留意すること。